

## 災害被害者の方に対する減免措置について

担当課 保険年金課 0979-22-1111 (内線 323 324)

### 後期高齢者医療保険料の減免

#### (1) 概要

被保険者及び連帯納付義務者に対して、下記の災害等により申請が承認されればその年度内において、保険料を減免することができます。

#### (2) 減免対象及び減免割合

・被保険者又は属する世帯主が、風水害等により、住宅、家財等財産に著しい損害を受けた時。

・前年の合計所得金額及び損害額(減少額)の割合に応じて減免割合が決まります。

損害の程度 前年の合計所得金額	減免割合	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
500万円以下	2分の1	全部
500万円を超え750万円以下	4分の1	2分の1
750万円を超え1000万円以下	8分の1	4分の1

\*合計所得金額や損害額等の割合、又それに係る損害賠償金額によって減免にならない場合があります。

#### (3) 申請方法

- ・減免申請書に必要事項を記入して納期限前7日までに提出してください。
- ・り災証明書を添付のこと。

※期限内に提出できない場合はご相談ください。

#### (4) 保険料の徴収猶予

- ・納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合に、申請により6月以内の期間を限って徴収を猶予することができます。